⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	27,000
静岡県	25,000
三重県	56,000
和歌山県	15,000
島根県	29,000
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	21,000
鹿児島県	23,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	34
山形県	64
新潟県	365
富山県	28
石川県	352
福井県	208
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の４に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

告示

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ヨドセイから、自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部が夏季一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年６月14日午前０時以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年６月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、勤務に関する要求に関して、平成26年６月19日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年６月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ジェイエア乗員組合から、賃金等の要求に関して、平成26年６月19日以降、同組合の組合員が従事する株式会社ジェイエアの全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、新潟県、大阪府、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年６月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係事業主を代表する者村田良昭の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年６月13日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年６月27日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　富山労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。